

研修会、学習会などに 講師を派遣します

無料・昼夜土日OK

～教職員等向け消費者教育講師派遣～

小・中・高等学校の新しい学習指導要領では、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科等において、消費者教育の内容が充実されました。教職員等には、消費者教育の推進役としての役割が期待されています。教職員等が参加する研修会や学習会などに、消費者教育の有識者を講師として派遣します。ぜひご利用ください。

お母さんのスマホを使って
内緒でゲームのアイテム
買っちゃおう！

可愛い写真が撮れた
からネットにアップして
友達とシェアしよう！

ネットやし、他の子のふりして
悪口書き込んでバレないよね

年齢制限があるけど
無視しちゃえ！



SNSで知り合った友達と
今度、会うねん

《対象》 大阪府内の小・中・高等学校の教職員・保護者等

《内容》 若年層によくある消費者トラブルの事例と対処法

- * パソコン・ケータイ・スマホのトラブル事例とその対処法
- * 高校生向け消費者教育教材の活用
- * 子どもたちに伝える「消費者市民社会」
- * 契約
- * 金銭教育
- * SNSのリスク
- * 食育、食の安心・安全
- など実施テーマについてもご相談ください

※新学習指導要領に基づく消費者教育と消費者市民社会の形成に対応

《講師》 消費者教育の有識者（消費生活相談員など）

《申込み方法》

裏面の依頼書に必要事項をご記入のうえ、FAX(06-6612-0090)でお送りください。

- ・開催希望日の1か月前までに提出してください。
- ・**先着15校**です

(※翌年2月まで開催可能ですが、先着順の受付となりますのでお早めにお申し込みください)

《申込み・問合せ先》

公益財団法人 関西消費者協会

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3F 大阪府消費生活センター内

TEL 06-6612-2330 / FAX 06-6612-0090 / E-mail staff@kanshokyo.jp

※この事業は、大阪府消費生活センターの委託を受け、(公財)関西消費者協会が企画・運営しています